



14時 文部科学省同時発表
岐阜県政記者クラブ加盟社 各位



令和5年3月9日（木）岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
文化伝承課	伝統文化係	末松光孝	内線 3145 直通 058-272-8754 FAX 058-278-2824

本県の登録有形文化財(建造物)の登録について

文化庁の文化審議会（会長 佐藤 信氏）は、3月17日（金）に開催される同審議会文化財分科会の審議・議決を経て、新たに147件の建造物を登録有形文化財（建造物）に登録するよう文部科学大臣に答申する予定です。

このうち岐阜県関係は、下記の2件です。この物件が登録されると、県内の登録有形文化財（建造物）は、合計279件となります。

記

名称	所在地
おかもとけいゆうたくちやしつ 岡本家住宅茶室	岐阜市金屋町1丁目10
おかもとけいゆうたくまちあい 岡本家住宅待合	

登録有形文化財基準

（文部科学省第152号、改正 文部科学省告示第44号）

建築物、土木構造物及びその他の工作物（重要文化財及び文化財保護法第182条第2項に規定する指定を地方公共団体がやっているものを除く。）のうち、原則として建設後50年を経過し、かつ、次の各号の一に該当するもの

- 1 国土の歴史的景観に寄与しているもの
- 2 造形の規範となっているもの
- 3 再現することが容易でないもの

今回答申される登録有形文化財（建造物）岐阜県関係物件の概要

名称	年代	登録基準	種別	
おかもとけいじゅうたくちやしつ 岡本家住宅茶室	大正	2	建築物	住宅
所在地	岐阜市金屋町1丁目10			
説明	岐阜市金屋町に位置する旧家の茶室。主屋の北妻に接続する切妻造妻入棧瓦葺で北面に檜皮葺、西面にこけら葺下屋を付す。内部は南半をカッテ、北半を水屋と茶室とし、茶室は二畳目中板入りで南東に床を構える。屋根に変化を付けた丁寧な作りの茶室。			

※切妻造：2つの傾斜面が山形になっている形状の屋根のこと。

※妻入：棟と直角になる側に入出口のある建物のこと。

※棧瓦葺：軽量で波型の瓦を積んだもの。



茶室外観（北東より）



茶室内部（東より）

写真提供：岐阜市文化財保護課

名称	年代	登録基準	種別	
おかもとけじゅうたくまちあい 岡本家住宅待合	大正	1	工作物	住宅
所在地	岐阜市金屋町1丁目10			
説明	茶室の北東に西面する待合で敷地東辺に沿って建つ。平屋建の杉皮葺片流で、待合の南側に おちむね せつちん 落棟の雪隠を付属する。軸部は主として丸太を用い、軒は小丸太の垂木。西面南半の出入口以外を土壁とし西壁に円窓の下地窓を開ける。旧家の落着いた露地を構成する。			

※落棟：大棟より下にある水平の棟のこと。

※雪隠：便所のこと。



待合外観（南西より）

写真提供：岐阜市文化財保護課

